

## 西海市建築物耐震化事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、西海市に存する建築物（国及び地方公共団体が所有するものを除く。以下「民間建築物」という。）の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に規定する団体とする。）が住宅・建築物安全ストック形成事業による補助金に基づき当該建築物の耐震診断を実施するに当たり、それに要する費用の一部を助成することにより、地震に対する建築物の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条の規定による「特定既存耐震不適格建築物」に該当する建築物
- (2) 耐震診断 耐震改修促進法第4条第2項第3号の規定により定められた方法（平成18年1月25日国土交通省告示184号 別添第1）による耐震診断
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第22条第2項の規定に基づく耐震診断講習会又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1号に規定する登録資格者講習その他これと同等以上の内容を有する国土交通大臣が認める講習を受講した者及び当該一級建築士が所属する建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所
- (4) 耐震判定委員会 社団法人長崎県建築士事務所協会耐震判定委員会又は耐震診断内容が適切であるかを判断するため学識経験者等で構成される財団法人日本建築防災協会等に登録された委員会

### (対象建築物)

第3条 この告示における助成対象建築物は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 西海市内にある民間建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認める建築物

### (助成対象者)

第4条 この告示により、耐震診断に係る経費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、耐震診断を行おうとする前条の建築物の所有者（市税を滞納していない者に限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、耐震診断を行おうとする一の建築物に所有者が複数いる場合の当該建築物の助成対象者は、区分所有法の規定による当該建築物の管理者若しくは管理組合法人又は当該建築物の所有者の合意を得た代表者とする。

(助成の内容)

第5条 市長は、助成対象者に対し、耐震診断に要した費用の3分の2の額を助成するものとする。ただし、その額が160万円を超えるときは、160万円を上限とする。

2 前項本文の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の耐震診断に要する費用は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内

(3) 面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内

(助成の申請手続と交付の決定)

第6条 助成対象者で助成を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、耐震診断者と耐震診断の契約を締結する前に、建築物耐震化事業耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に2部提出しなければならない。

(1) 見積書等の助成対象経費が確認できる書類の写し

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該提出された申請書のうち1部を知事に送付するものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、建築物耐震化事業耐震診断助成金交付決定通知書(様式第2号)又は建築物耐震化事業耐震診断助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 前条第3項の規定により助成決定の通知を受けたものは、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震診断の着手)

第8条 助成申請者は、建築物耐震化事業耐震診断助成金交付決定通知書を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断に着手するとともに、着手後直ちに建築物耐震診断着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の取りやめ及び変更)

第9条 助成申請者は、第6条の規定による助成金の交付申請をした後、耐震診断を取りやめようとするときは、建築物耐震診断取りやめ届(様式第5号)2部を市長に提出しなければならない。

2 助成申請者は、助成金の交付申請の内容に変更が生じたときは、建築物耐震化事業耐震診断助成金交付申請内容変更届(様式第6号)2部を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請内容変更の届出により、当該申請に係る交付決定の内容を変更する

必要が生じたときは、市長は、変更の決定をし、当該助成金交付対象者に対し建築物耐震化事業耐震診断助成金交付決定変更通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による届が提出された場合は、第6条第2項の規定を準用する。

（助成金の交付請求）

第10条 助成申請者は、耐震診断を完了したときは、建築物耐震化事業耐震診断助成金請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に助成金の交付を請求することができる。

- （1） 建築物耐震診断結果報告書 1通
- （2） 建築物耐震診断費用明細書 1通
- （3） 耐震判定委員会発行の耐震診断判定書 1通
- （4） 建築物耐震診断費用を支払ったことを証する領収書又はその写し1通
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、助成申請者に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、助成申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、助成申請者に対し建築物耐震化事業耐震診断助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- （1） 耐震診断を取りやめたとき。
- （2） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （3） この告示に基づく市長の命令に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（意見の聴取及び立入調査）

第14条 市長は、この告示に定める事項について必要があると認めるときは、助成対象者から意見を聴取し、又は対象建築物の立入調査を行うことができるものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、西海市建築物耐震化事業に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。